

要 旨

つくば市では、平成 30 年度に全庁的な公文書等の管理体制の充実を図りつくば市公文書等管理指針を策定した。当該指針において、歴史公文書評価選別基準を策定し評価選別を実施していくことが、「取り組むべき事項」として定められたことから、令和元年度には「つくば市歴史公文書評価選別基準」に基づく評価選別の運用が開始している。これは、「現在と将来の市民への説明責任を果たす」という民主主義的な要請から生まれた制度である。

この評価選別基準に規定された「移管・廃棄の判断指針」には、いくつかの観点からの判断指針が存在する。中でも「(1) 業務単位での保存期間満了時の措置」のアの表の項目は、別に定める「行政文書の保存期間基準表」と項目を同一にしたものであり、通常発生する文書を網羅することを目指して策定されたものである。つまり、評価選別の観点から作成された文書分類であると言えるだろう。また、判断指針中では唯一「廃棄」の判断が含まれるものである。ところが、評価選別を実施したところ、この表中の項目で判断することが困難な文書が存在したため、個別に判断せざるを得ない文書が想定以外のところで発生することとなった。

判断が困難であった文書は概ね 2 種類に大別される。まず、国や県などの施策や事業の実施主体として発生した文書、次に、出先機関等の本庁とは異なる事業体で発生した文書である。これは評価選別基準の策定において、市の政策における”意思決定過程とその実績に関する文書を残すこと”に重点が置かれた結果、それ以外の文書への分析が不足したことによる。多くは廃棄と判断される文書であるが、廃棄根拠を求める現場での判断を困難にする結果となった。特に、政策形成の段階モデルにおける実施段階に市が置かれる場合、実施主体では廃棄とされる段階の文書でも、市や住民へ及ぼす影響によって歴史公文書等と評価選別されるものがある。そこで、市の文書の評価選別を行うためには、マクロな視点に立ち、国とは異なる基礎自治体として組織や機能に着目した組織分析及び機能分析を行うことが必要であるとの結論に至った。

国や県との事務分掌については先行研究（前之園¹⁾）でも既に言及されているが、このような文書の発生はつくば市特有のものではなく、同様の課題が、今後新規に歴史公文書の評価選別に着手する予定の他自治体でも発生しうるであろう。そこで、つくば市を例に組織の分析と発生文書の再分類を試み、評価選別基準の追加項目案の作成を行った。